

(様式1別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び南陽市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山形県地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に南陽市に転入しなかった場合
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - (5) 申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に南陽市以外の市区町村に転出した場合
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される南陽市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。